

令和8年4月30日

自動車整備課

(R8年度) 自動車整備技術の高度化に関する困りごと調査

1. 背景

- 道路運送車両法第57条の2の規定により、自動車製作者等は、自動車特定整備事業者に対し、「整備マニュアル」や「純正スキャンツール」等の型式に固有の技術情報を提供することが義務付けられているところ、 専門の整備工場等から国土交通省に対して当該技術情報の入手ができない・難しいといった声が寄せられたことから、国土交通省では、その状況を具体的に把握するため、令和7年度、全国の自動車特定整備事業者を対象として困りごと調査を実施した。
- その結果、輸入車の「整備マニュアル」について入手方法が分からないといった声が多く見られたことから、入手窓口や方法をインポーターのHP等に分かりやすく掲示するよう、第32回自動車整備技術の高度化検討会において合意され、当該掲示の実施に向け関係者と調整を進めているところ。
- また、同調査からは、「純正スキャンツール」の入手性に関する声も見受けられたところ、詳細に情報を把握し、状況の改善に繋げるため、情報提供窓口を設けることが同検討会において併せて合意された。
- さらに、先進技術を備えた自動車が増えつつある中、引き続き「整備マニュアル」関係を含む更なる困りごと等がないかについても注視する必要がある。
- したがって、令和8年度は、全国の自動車特定整備事業者を対象として、「純正スキャンツールの入手困難性等に関する情報提供フォーム」、「整備マニュアルの入手等に関する困りごと投稿フォーム」の2つを設置し、純正スキャンツールの入手性に関する詳細調査やその他困りごとの収集に当たることとする。
- なお、各フォームの設置にあたり、国土交通省において、「純正スキャンツール」の提供義務について、自動車メーカー・インポーターのみならず各地のディーラーまで周知を図ることとする。